

長浜市とびわこ成蹊スポーツ大学との
連携に関する協定書

長浜市とびわこ成蹊スポーツ大学との連携に関する協定書

長浜市（以下「甲」という。）とびわこ成蹊スポーツ大学（以下「乙」という。）とは、相互の協力関係を踏まえ、地域社会の発展と人材の育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、スポーツ振興、教育、まちづくりなどの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力・連携事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について協力・連携する。

- (1) スポーツの普及・振興に関する事業
- (2) 市民の健康増進に関する事業
- (3) 幼児、児童及び青少年の育成に関する事業
- (4) 地域振興に資する事業
- (5) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

（連携推進の体制）

第3条 前条の協力・連携事業を推進するために、必要な会議を設置する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、事前に双方において合意した場合はこの限りでない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成27年3月13日より平成28年3月12日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第6条 この協定に定めるものの他、甲と乙との協力及び連携に関し必要な事項については、両者協議の上別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月13日

甲

長浜市八幡東町632番地

長浜市長

藤井勇治

乙

大津市北比良1204番地
びわこ成蹊スポーツ大学

学長

嘉田由紀子